

# 要支援世帯の早期発見のために

支援が必要な世帯を  
早期に発見し、  
必要な支援に  
結び付けましょう。



## 家族・親族

離れて暮らす  
家族・親族と連絡を!



自らSOSのサインを出せない状態は、年齢にかかわらず誰にでも起こりうることです。離れて暮らす家族・親族とは、こまめに連絡を取り合しましょう。

## 事業者

訪問時に  
要支援世帯の  
早期発見を!



ライフライン事業者や、定期的に家庭を訪問する事業者が、訪問先での異変に気づくことがあります。

【裏面参照】

## 地域

日頃から  
近所付き合いを!



日頃から近所との付き合いがあれば、周囲の方が異変に気づくことがあります。また、災害などの緊急時の助け合いにも繋がります。

異変を感じたら、区役所等にご連絡ください。

### 【外観から見た異変】

郵便物や新聞が、ポストに溜まっている状態が続いている。  
同じ洗濯物が、干されたままの状態が続いている。  
検針票をいつも手渡す人に、会えない状態が続いている。



### 【対象者の姿から見た異変】

倒れていたり、座り込んでいたりするまま、呼びかけに応じない状態である。  
以前と比べて、歩行をはじめとした動作が不自由になっている。  
夏でも厚着をしている（冬でも薄着をしている）、体や服が異常に汚れている。





# 要支援世帯の早期把握のための対策事業

## 〈協定〉

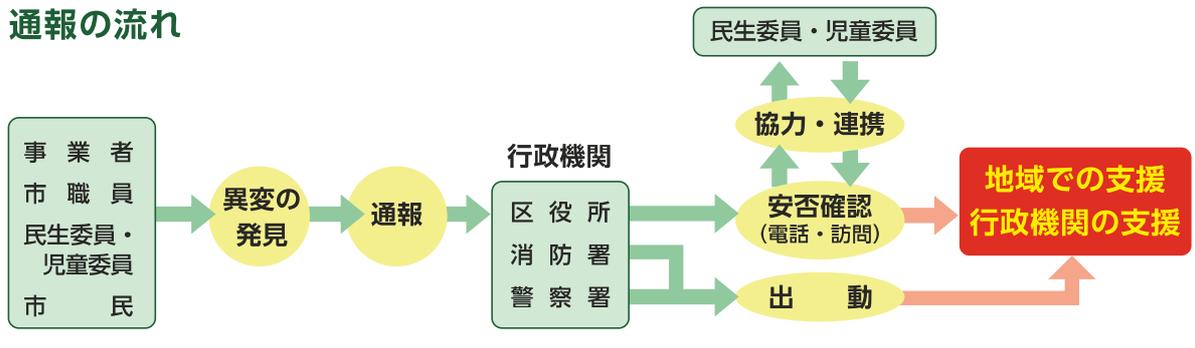
市内で業務を行っているライフライン等の事業者が、訪問先での異変に気付いた場合に行政機関に連絡する協定を締結し、誰もが安心して長生きできるまちづくりを推進しております。

市に連絡を受けた場合は、さいたま市の職員、またはさいたま市がお願いした民生委員・児童委員などが、安否確認のために訪問することがあります。(市の職員、または民生委員・児童委員が訪問する際は、必ず身分証明書をお見せします。)

※不審に思ったら、このリーフレットから電話番号を確認し、電話してください。

※金融機関の口座を聞いたり、金品を求めたりすることはありません。

## 通報の流れ



## 〈ガイドライン〉

さいたま市では、支援が必要な状態であっても自ら SOS のサインを出さない、あるいは出せない要支援世帯を早期に発見することが重要と考え、発見・通報のためのガイドラインを作成しております。

(さいたま市ホームページ)

<https://www.city.saitama.jp/002/003/001/004/p037898.html>



# 異変を感じたらご連絡ください

相談日時：月～金曜日の AM8:30～PM5:15 (祝日、休日、年末年始を除く)

西 区役所福祉課	Tel: 620-2653 Fax: 620-2762	桜 区役所福祉課	Tel: 856-6163 Fax: 856-6272
北 区役所福祉課	Tel: 669-6053 Fax: 669-6167	浦和区役所福祉課	Tel: 829-6121 Fax: 829-6238
大宮区役所福祉課	Tel: 646-3053 Fax: 646-3165	南 区役所福祉課	Tel: 844-7163 Fax: 844-7277
見沼区役所福祉課	Tel: 681-6053 Fax: 681-6162	緑 区役所福祉課	Tel: 712-1163 Fax: 712-1270
中央区役所福祉課	Tel: 840-6053 Fax: 840-6165	岩槻区役所福祉課	Tel: 790-0155 Fax: 790-0265

※明らかな異変の場合や、夜間・休日等の場合は、消防署(119)または警察署(110)へご連絡ください。

※「個人情報の保護に関する法律」、及び「さいたま市個人情報保護条例」により、人の生命の保護が必要と心配された通報により得た個人情報は、安否確認、緊急措置、行政サービスの提供や相談以外には使用しません。

※相談の内容によっては、他の窓口をご案内することがあります。

このリーフレットに関するお問い合わせ先：福祉総務課 Tel: 829-1254 Fax: 829-1961

※このリーフレットは増刷分として3,000部作成し、1部当たりの印刷経費は9円です。  
(初版は2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は17円です。)